

理事

中島 公博

Kimihiko NAKAJIMA

北海道・五稜会病院



理事再就任のご挨拶

過日の日精協社員総会により公益社団法人日本精神科病院協会の理事に再就任となりました。今回で5期、9年目になります。推薦していただいた北海道地区ならびに日精協の先生方には厚く感謝申し上げます。新型コロナ COVID-19 による未曾有の社会情勢のなか、精神科医療を取り巻く状況も厳しさを増しております。理事として与えられた仕事に全力を注ぎ、日精協会員の皆様のためにお役に立ちたいと考えております。

私は、これまで主に政策委員会の担当理事をさせていただき、令和3年度も引き続き政策委員会の担当となります。これまで、副会長、常務理事、政策委員長の諸先生をはじめ政策委員の先生方から、今後の精神科医療の行方や現状の問題点など、多くを学ばさせていただきました。また、今年度は「障害福祉サービス専門対応チーム」の委員長に指名されました。令和3年度は障害福祉サービス等報酬改定がありました。サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約1.6兆円と、障害児者への支援は年々拡充しております。我々会員病院も多大に関与していますので、注視していく必要があります。

政策委員会以外に、この2年間に私が携わった厚生労働省の事業・研究班の内容をご紹介します。

一つは、厚生労働行政推進調査事業「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究—入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究—」で、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の藤井千代先生が班長を務めている研究班で

す。本事業は令和元年から3年間の予定で今年度が最終です。令和元年度は、入院中の精神障害者の権利擁護のあり方につき、当事者によるグループミーティングにおける協議内容及び研究協力者からの意見を踏まえて具体的な提案をまとめています。令和2年度は、入院中の精神障害者に対する個別支援について、コロナ禍により計画を変更してオンライン面会を試行しました。

令和3年度の予定は、オンライン面会の試行を継続し利用者・相談員・医療機関からのフィードバックを得る、フィードバックの内容を踏まえてオンライン面会の留意点等をまとめる、アドボケイトに関するアンケート調査の実施と調査結果を踏まえたアドボケイトの概念整理をするといった内容です。

二つ目は、令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」です。障害者虐待防止法では、学校の長、保育所の長、医療機関の管理者に対して、「間接的防止措置」を講ずることを規定しています。ところが、各機関が独自に行っているために、その取組実態や概要も把握されていません。こうした現状、問題認識をもとに、学校、保育所、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性を高めることを目的としたものになります。私は、精神科病院での虐待防止の取り組み、日精協の虐待防止・対応マニュアルを紹介するとともに、障害者虐待防止法第29～31条における、いわゆる「間接的防止措置」という呼称の廃止を提案させていただき、「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」という呼称変更にも反映されました。

現在、最も危惧されるのは新型コロナ感染による病院経営への影響です。私の所属する病院でも看護師1名、入院患者1名が新型コロナ陽性となり、病棟全体がレッドゾーン対応となりました。入院患者数の大幅な減少とスタッフの疲弊などの状況を経験しました。

精神医療に関する自院の取り組みを通して、意見を述べさせていただき、政策委員会の担当理事の役割を担うことができれば幸いです。会員の先生方の御指導、御協力を何卒宜しくお願い申し上げます。